

令和7年10月15日 部長会議

開催日時	令和7年10月15日(水) 午前9時00分から午前10時00分まで
開催場所	庁議室
出席者	市長、辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、こども若者部長、特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(スポーツ担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長
欠席者	危機管理監
議事概要	下記のとおり

1.市長訓示

- ・国民スポーツ大会は、先週の8日に閉会した。滋賀県は「びわこ国体」以来、44年ぶりの開催であり、2度目の男女総合成績(天皇杯)1位、女子総合成績(皇后杯)1位という輝かしい成績を収めることができた。草津市内では、正式競技5競技、公開競技1競技、デモンストレーションスポーツ3競技が開催され、大会を通じて本市出身の選手や本市にゆかりのある選手の活躍もあり、多くの市民に元気と勇気を与えていただいた。大会の運営に関わった職員の皆様は、大変お疲れ様でした。色々な御苦勞のおかげで無事に終了することができ、ありがとうございました。今月25日から27日にかけては、全国障害者スポーツ大会が開催される。草津市では、正式競技の水泳とバレーボールが実施されるので、職員の皆様には大会の運営や奉送迎があるが、国スポ大会と同様に従事していただくよう、よろしくお願いする。
- ・10月定例議会は、17日に開会される。人事案件1件、決算認定8件、補正予算5件、条例案件2件、一般議案3件の合計19議案を予定している。今議会は決算議会でもあるので、各所属にはしっかりと準備をしていただくとともに、一般質問や各委員会における対応を適切にお願いする。

2.審議

(1)株式会社関西みらい銀行との包括連携協定について

【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・(株)関西みらい銀行より、融資金額の一定率を自治体に寄附する地域振興寄附型「あなたと紡ぐみらいファンド」の提案と合わせて、ファンド以外にも幅広く連携したいとの提案があり、包括連携協定の締結に向けて庁内調整を進めてきたものである。
- ・連携、協力事項については、協定書の第2条第1号から第5号に記載しており、第5号の「誰もが生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らすことのできるまちの実現に関すること」は、総合計画の全体を意識した項目としている。
- ・主な連携事業は、記載のとおり。
- ・地域振興寄附型「あなたと紡ぐみらいファンド」は、(株)関西みらい銀行の法人や個人事業主の顧客に対して寄附型ファンドを案内し、賛同いただけたら、寄附をいただくものである。
- ・ファンドテーマは、各市で設定するもので、協定書の第2条第5号の規定に沿って、幅広くテーマを設定

することを想定している。「健幸」「ウェルビーイング」「子育て」「ゼロカーボン」等が考えられ、初回は、「健幸」で設定したい。

・令和7年9月までは融資に加え、定期預金もファンドの対象であったが、寄附実績が乏しいことから、10月以降は、融資のみの設定となっている。

・今後のスケジュールについては、令和7年11月20日に議会報告、記者提供を行い、12月に包括連携協定の調印式を行う予定であり、調印式後、ファンドの募集も開始される。

【主な質疑・意見】

・融資ファンドは、ある程度の見込みがあるという想定か。

⇒通常の融資から上乗せしているようなものではなく、融資を受けている事業者への負担はない。

既に協定を締結している他市の実績を見ても、ある程度の寄附は見込まれるものと想定している。

・その他連携可能性事業は、当該ファンドの寄附を財源に実施するということか。

⇒企業版ふるさと納税では事業を決める必要があるが、当該ファンドでは、テーマを広く設定して寄附をもらうものであり、テーマに関連する事業に充当させていただく。

・寄附の有無に関わらずその他連携可能性事業は、進めていくということか。

⇒ファンドと連携事業は切り離して整理している。ファンドを設定するには包括連携協定が必要になるが、連携協定に基づいて実施する事業に、必ずしも充当する必要はない。

・連携事業は、各所属において実施するのか。企画調整課で整理するのか。

⇒包括連携協定の窓口は企画調整課だが、詳細の事業は、各所属において実施いただくことになる。

・ファンドについて、前年度の寄附が翌年度に寄附として受入れるということだが、当該年度の既存事業に充当するということで間違いはないか。

⇒そうである。

【結論】

審議了とする。

3. 協 議

(1)第5期草津市地域福祉計画の策定について(中間協議・パブリックコメントの実施)

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

第5期の草津市地域福祉計画の策定について、今年度が現行の第4期草津市地域福祉計画の最終年度であることから、次期第5期の計画を策定するにあたり、計画案の中間協議とパブリックコメントの実施に向けた協議をするものである。

・地域福祉計画は社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画であり、福祉関連計画の上位計画として位置づけている。第4期の計画期間が今年度最終年度となることから、令和8年度からの5年間を計画期間とする次期計画の策定を進めているところであり、計画改定の概要、計画素案を、この度第5期草津市地域福祉計画として作成したので協議をお願いする。

ポイントとしては、基本理念および施策体系の見直し、「重層的支援体制整備事業」をリーディングプロジェクトに位置づけ、その実施計画を包含したこと、孤独・孤立対策の追加である。今後は11月4日に議会説明を行い、12月15日からパブリックコメントを実施する予定である。

(2)草津市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について(中間協議・パブリックコメントの実施)

【健康福祉部理事(健康都市づくり・地域共生社会推進担当)から資料に基づき説明】

本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、平成27年1月に市の行動計画を策定している。今般、コロナ禍の経験を踏まえて、国の行動計画と県の行動計画が改定されたことを受け、市の行動計画も改定しようとするものである。

・コロナ禍の振り返りの中で出てきた「平時の備え不足」、「変化する状況への柔軟かつ機動的な対応」、「情報発信」という課題を受け、改定された国・県の計画を資料中央に記載している。市の行動計画の今回の改定の考え方については、資料の下に3点記載している。

・1点目が、国・県の計画において、市が取り組む内容が規制されていることから、この内容の改定を行っている。

具体的には、市行動計画に記載が必要な内容をまとめた「市町村行動計画作成の手引き」が国から示されており、県からは市町村行動計画策定を支援するツールとして、『市町村行動計画チェックリスト』を示されている。

・2点目は庁内照会でいただいた意見や課題、有識者会議での意見を踏まえた記載としている。計画本編では現計画と同様に部単位で担当する業務を記載させていただいているが、庁内照会の際には各課の名称まで記載させていただき、確認・意見を頂戴している。

・3点目は市行動計画の取組の方向性等を定め、手順などを計画書に書いているが具体的な内容については、別途マニュアルで定めることとさせていただいている。

現在、健康増進課の電子キャビネットに、令和2年に全庁的に見直しをさせていただいたマニュアルを保存しているが、これを今回の計画改定にあわせて、見直しをする。また、対策時期については、柔軟かつ機動的な切替えができるように国・県と同様に市でも準備期・初動期・対応期の3期とさせていただいている。

・意見2にあるように対策項目における取組は、有識者会議や庁内照会を踏まえた計画となっている。マスク着用法等の感染対策については、平時から周知・理解を図っていく。パブリックコメントについては、先に協議いただいた第5期草津市地域福祉計画と同時期に実施する。

4. 重 要 報 告

(1)就学前教育・保育施設の整備(待機児童対策)および乳児等通園支援事業の実施施設について

【資料:報1-1~5】

【こども若者部長から資料に基づき説明】

・今後も保育需要の増加が見込まれ、今年度に「こども誰でも通園制度」を実施する公立施設について議会報告する。

・【報1-1】計画期間である令和11年度までの計画値に、人口推計値の時点修正を施したものをグラフにしている。就学前人口は減少傾向にあるものの、保育需要は引き続き上昇傾向にある。

・【報1-2】量の確保方策について、計画最終年度である令和11年度において予測される保育量の見込みに対し、段階的に整備を行うこととし、計画の中間年度にあたる令和9年度において、保育需要の動向を見極め、確保方策の見直しについて再検証を行っていきたいと考えている。

・【報1-3】令和9年4月に必要とされる確保方策としては、既存公私立園の利用定員までの受け入れ・弾力運用、利用定員の拡大、私立園の増改築・分園整備、そして小規模等の公募による新設の順に検討を進め、2歳児は既存私立園の増改築、分園整備、3歳児については、既存公私立園の利用定員増を図っていきたいと考えている。

- ・【報1-4】3歳児について現時点では待機は発生していないものの、小規模保育の卒園児が今後増加していくことから、教育認定児童が減少を続けている公立幼稚園型こども園の活用についての検討が必要となる。検討の方向性としては、開所時間の延長、利用定員枠の変更を検討し、保育士の更なる確保が課題ではあるが、令和9年4月から公立幼稚園型こども園1施設をモデル施設として検討を進めている。
- ・【報1-5】こども誰でも通園の実施施設について、待機児童対策を最優先とし、まずは公立施設である矢橋ふたばこども園、ぽかぽかタウン、湖の子園の3か所から実施する。実施方式については、一般型（在園児合同）型と一般型（専用室独立実施）型を併用する形で進める。
庁外への公表については、文厚委員会協議会への報告後の11月5日以降となるため御留意よろしく願います。

5. そ の 他

【議会事務局長より】

- ・10月定例会が始まろうとしているが、11月14日閉会日に予定されている役員改選に伴い毎年開催されている議長招宴について、新議長と相談の上にはなるが、事務局案としては11月20日（木）18時から予定しているため、部長級の皆様の日程調整をお願いする。

【総務部長より】

- ・今年度の会派要望への回答は、11月中旬締め切りとなり、年末頃にヒアリングを実施するため準備等願います。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp